

←CASE 紛争と解決のケーススタディ STUDY→

自宅待機（自宅謹慎）中の賃金

同業者に当社の顧客リストを売り渡した社員を5日間の自宅待機処分とし、その後、就業規則の懲戒規定に基づき減給処分としたうえで降格配転とした。後日、当該社員から自宅待機中の賃金を支払うよう請求を受けた。

労働者の言い分

- ①確かに悪いことをした。その点は反省している。
- ②懲戒処分は、減給や降格で行われている。自宅謹慎は懲戒処分でないのだからその間の賃金は支払うべきだ。

会社の言い分

- ①自宅謹慎中は、実際に働いていないのだから、賃金を支払う必要はない。
- ②そもそも謹慎を命じられるような行為をした者に責任がある。凶々しいにも程がある。

社労士からのアドバイス

- ①懲戒に先立ち、事実確認や処分決定のために自宅待機（自宅謹慎）を命じることは問題ない。
- ②ただ自宅謹慎は、雇用契約上の業務命令として行われるものであり、業務命令である以上、原則として賃金は支払わなければならない。

最終決着

実際に労務の提供が無い者に賃金を支払うことには釈然としない部分もあったが、自主的でなく会社が命じた以上、支払わざるを得ないことを認め、要求通り支払うこととした。



チェックポイント

自宅謹慎は、雇用契約上の業務命令として行われるものであり、業務命令である以上、労働者の賃金請求権は消滅しません。ただし、当該労働者を就労させないことにつき、不正行為の再発、証拠隠滅のおそれなどの緊急かつ合理的な理由が存在する場合には賃金の支払いを免れることができるとした判例もあります。